

一般社団法人 薬学教育評価機構  
個人情報の保護に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報保護に関する法律および個人情報保護に関する法律施行例に基づき、一般社団法人薬学教育評価機構（以下「本機構」という）における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、本機構の評価業務の適正・円滑な運営を実施しつつ、個人のプライバシーの保護に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。

2) 個人データ

特定の個人情報についてコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。

(責務)

第3条 本機構は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取り扱いに関連する権利や利益の侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 本機構の業務に従事している者は、この規則ならびに関連法令を遵守しなければならない。職務上知り得た個人情報を漏えいし、または不当に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(管理責任者)

第4条 個人情報の適正な管理および保護を図るため、統括管理責任者と運用管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は理事長があたり、個人情報のための業務について責任と権限を持つ。

3 運用管理責任者は事務局長があたり、業務に係る個人情報の取得、利用、管理等の運用について、適正に処理する責任を持つ。

(利用目的の特定)

第5条 個人情報の取り扱いに当たっては、本機構の業務の遂行上必要な範囲で、その利用目的を可能な限り特定しなければならない。

2 本機構は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と同様の関連があると認められる範囲を超えてはならない。同様の関連性の有無についての判断は、総括管理責任者が行う。

(収集の制限)

第6条 個人情報の取得は、適正かつ公正に行わなければならない。

- 2 個人情報は次にあげる場合を除き、本人から直接取得する。
  - 1) 本人の同意があるとき。
  - 2) 法令等に定めがあるとき。
  - 3) 出版、報道等により公表されているとき。
  - 4) 個人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき。
  - 5) その他、本人以外の者から収集することに、相当の理由があるとき。

(利用目的の通知等)

第7条 本機構は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知するか、または公表しなければならない。

- 2 本機構は、利用目的を変更した場合、変更された利用目的を本人に通知するか、または、公表しなければならない。
- 3 前2項の規則は、次の場合には適用しない。
  - 1) 利用目的を本人に通知し、または、公表することにより第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れのある場合。
  - 2) 利用目的を本人に通知し、または公表することによって本機構の権利または正当な利益を害する恐れのある場合。
  - 3) 法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障をきたす恐れのある場合。
  - 4) 取得の状況から判断して、利用目的が明らかであると認められる場合。

(利用および提供の制限)

第8条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用、または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- 1) 法令に基づいて利用し、または提供するとき。
- 2) 本人の同意に基づいて利用し、または提供するとき、および本人に提供するとき。
- 3) 個人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 4) その他利用し、または提供することに、相当の理由があるとき。

(個人データの適正管理)

第9条 個人データは、定められた目的の範囲内で、正確、安全かつ最新のものとして保有しなければならない。

- 2 個人データは、漏えい、毀損、改ざん、滅失の防止その他適切な管理を行うために必要な措置が講じられなければならない。
- 3 不必要となった個人データは、確実かつ迅速に廃棄または消去されなければならない。

(苦情の処理)

第 10 条 本機構は、個人情報の取り扱いに対する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい等の事実の追加)

第 11 条 本機構の役員および職員ならびに本機構の業務に従事する者により、保有する個人情報の漏えいがあった場合は、速やかに総括管理責任者に報告するとともに、漏えいの内容を個人情報の本人に通知する。

附則 この規則は、平成 22 年 5 月 17 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。